

(参考 1)

第1-1-1表 世界金融危機の発生・拡大及び政策対応の推移

月日	出来事	
2007年	年初以降	アメリカで住宅ローン会社の破たんが生じる
	8月1日	ドイツのIKB産業銀行がドイツ復興金融公庫から資金支援を受けた旨公表される
	8月9日	フランス大手銀行BNPパリバが傘下ファンドの償還を凍結 FRB及びECBが緊急資金供給
	9月14日	英国大手住宅金融ノーザンロック銀行で取付け騒ぎ発生（その後08年2月17日に一時国有化）
	12月12日	欧米5中央銀行による新たな資金供給策
2008年	3月11日	欧米5中央銀行による資金供給策の拡充
	3月16日	アメリカ大手投資銀行JPモルガンが同投資銀行ベアスターンズを買収 FRBがプライマリー・ディーラー向け貸出制度を導入
	7月13日	アメリカ政府・FRBがGSE2社（ファニー・メイ、フレディ・マック）に対する支援策を発表
	9月7日	アメリカ政府が政府系住宅金融機関（GSE）への救済策を発表
	9月15日	アメリカ大手投資銀行リーマン・ブラザーズが破産申請 アメリカ大手商業銀行バンク・オブ・アメリカが同投資銀行メリルリンチを買収
	9月16日	FRBがアメリカ大手保険会社AIGに資金融資
	9月18日	日米欧6中央銀行による資金供給策発表
	9月19日	アメリカ政府が不良資産の買取りを含む金融システム安定化策を発表
	9月21日	FRBがアメリカ大手投資銀行ゴールドマン・サックス、モルガン・スタンレーの銀行持株会社への転換を承認
	9月22日	G7が国際金融市場の動揺に関する声明を発表
	9月29日	アメリカ下院が緊急経済安定化法案を否決 ベネルクス3か国がベルギー・オランダ系大手金融フォルトイスに公的資金を注入
	9月30日	フランス、ベルギー、ルクセンブルグの3か国がフランス・ベルギー系大手銀行デクシアに公的資金を注入
	10月3日	アメリカで緊急経済安定化法が成立
	10月6日	アイスランド政府が非常事態を宣言し、民間銀行を政府管理下に置く法律を制定
	10月7日	FRBがコマーシャル・ペーパー買取制度の導入を発表
	10月8日	英国政府が銀行部門支援策を発表 欧米6か国の中央銀行が協調利下げ
	10月10日	G7において行動計画を発表
	10月12日	ユーロ圏首脳会議で欧州における行動計画についての宣言を発表
	10月13日	アメリカ大手商業銀行ウェルズ・ファーゴによる同商業銀行ワコビアの買収をFRBが承認 英国政府が大手金融機関3行に総額370億ポンド（約5兆円）の資本注入を発表
	10月14日	アメリカがG7行動計画実施のための措置（資本注入等）を発表
	10月17日	ドイツで金融市場安定化法が成立
	10月20日	フランス政府が大手金融機関6行に総額105億ユーロ（約1.2兆円）の資本注入を発表
	10月21日	ドイツのバイエルン州立銀行（州立銀行2位）が初の資本注入を政府に申請
	10月29日	欧州委員会が加盟国向けの特別融資枠拡大等の金融支援策を発表 新興国のドル資金流動性を確保するため、IMF、FRBが資金供給策を発表 FRBが韓国、ブラジル、シンガポール、メキシコの中央銀行と通貨スワップ協定を締結
	11月3日	ドイツのコメルツ銀行が資本注入を政府に申請
	11月5日	ドイツ政府が500億ユーロ（約5.9兆円）規模の経済対策を発表 IMFがウクライナに対する164億ドル（約460億円）規模の融資を承認 （その後ハンガリー、アイスランド、パキスタン等に対して融資を承認）
	11月10日	アメリカ政府がAIGに対する支援拡大を発表
	11月15日	金融・世界経済に関する首脳会合において宣言を発表
	11月23日	アメリカ政府が大手商業銀行シティグループに対する支援策（資本注入及び保有資産の政府保証）を発表
	11月25日	FRBが最大8,000億ドル（約74兆円）の新たな金融市場対策を発表
12月19日	アメリカ政府が自動車メーカーへの支援策（最大174億ドルの融資）を発表	
2009年	1月16日	アメリカ政府がバンク・オブ・アメリカに対する支援策（資本注入及び保有資産の政府保証）を発表
	1月19日	英国政府が金融システム安定化の追加策を発表
	1月21日	フランス政府が大手金融機関6行への追加資本注入を発表
	1月28日	英国政府が追加の金融安定化策を発表
	2月10日	アメリカ財務省が金融安定化策を発表
	2月17日	7,872億ドル（約72兆円）規模の経済対策（アメリカ経済再生・再投資法）が成立
	2月18日	アメリカ政府が金融安定化策のうち、住宅所有者への支援を含む住宅対策を発表 ドイツ金融機関の国有化法案を閣議決定
	2月25日	FRBが金融機関に対するストレステストの実施を発表
	3月5日	イングランド銀行が中長期の英国債購入を含む資産買取の実施を発表
	3月18日	FRBが最大3,000億ドル（約29兆円）規模の米国債買取りの実施を発表
	3月23日	アメリカ政府が不良資産買取りのための「官民投資プログラム」について公表
	3月30日	アメリカ政府がGM及びクライスラーの存続可能性に関する決定を発表
	4月2日	第2回金融・世界経済に関する首脳会合において首脳声明を発表
	4月30日	アメリカ政府がクライスラーの破産法申請及びクライスラーへの支援を発表
	5月7日	ECBがカバード・ボンド（金融機関が発行する担保付債券）の買取等を発表
	5月7日	FRBが主要19行に対するストレス・テスト（健全性審査）の結果を発表
	5月11日	ドイツ政府が金融機関から不良資産を分離するためのパッド・バンクを創設する案を発表
	6月1日	GMが連邦破産法第11条の適用を申請

金融市場の混乱

金融危機

第1-1-13表 諸外国の金融システム安定化策

	個別金融機関への支援(バランスシートの改善等)				金融市場の機能回復			預金保護
	資本注入	不良債権買取	保有資産の保証	融資	債務の保証	特定資産の買取		
アメリカ	<p>○「緊急経済安定化法」(TARP)に基づく資本注入を実施。 資本注入要綱:合計3,077億ドル(約29兆円) ・資本注入プログラム:1,978億ドル ・AIG:698億ドル ・シティ・グループ(追加分):200億ドル ・バンク・オブ・アメリカ(追加分):200億ドル ○大手金融機関19行に対し、ストレステストを実施し、その結果に基づき、各銀行が資本増強を行う必要。 ※必要に応じて政府による資本注入が実施される見込み。</p>	<p>○不良債権買取のため「官民投資プログラム」(PPIP)を発表。 買取規模:5,000億ドル (将来的には1兆ドル規模に拡大の可能性)。 ○FRBがAIGの不良資産を買い取るLLCに対する融資を実施。 融資額:525億ドル(約5.0兆円)</p>	<p>○シティ・グループ及びバンク・オブ・アメリカの保有資産に対して政府保証を実施。 保証資産額:4,190億ドル(約40兆円) ・シティ・グループ:3,010億ドル ・バンク・オブ・アメリカ:1,180億ドル</p>	<p>○FRBがAIGに対して有担保融資を実施。 融資枠:250億ドル(約2.4兆円) ※当初の850億ドルから減額</p>	<p>○FDIC(連邦預金保険公社)が金融機関が新規に発行する債務を保証。 事業規模:1兆4,000億ドル(約133兆円)</p>	<p>○FRBが消費者・中小企業向けローンを担保とするABSの保有者に対して貸付を行う制度(TALF)を創設。 貸出規模:最大1兆ドル(約95兆円)</p> <p>○FRBによるGSE債及びGSE保証のMBSを買取するプログラムを創設。 買取規模:最大1兆4,500億ドル(約138兆円)</p> <p>○FRBが長期国債の買取実施を発表。 買取規模:最大3,000億ドル(約29兆円)</p>	<p>○預金保護の上限を10万ドル(約950万円)から25万ドル(約2,380万円)に引上げ。 ○決済用預金の全額保護。</p>	
ドイツ	<p>○「金融安定化法」に基づき、800億ユーロ(約10.2兆円)の資本注入枠を確保。 資本注入(下表2行の発表額):187億ユーロ(約2.4兆円) ・コムツ銀行:182億ユーロ ・アレーアル銀行:5億ユーロ</p>	<p>○不良債権を金融機関から切り離すためのハント・ハンク(の創設を盛り込んだ法案)を発表。</p>	—	<p>○政府等がヒポ・レアル・エステイトに対して融資を実施。 融資額:500億ユーロ(約6.4兆円) ※なお、ヒポを念頭に金融機関の国有化を可能にする法律を制定。</p>	<p>○政府が銀行間取引に対して、債務を保証。 事業規模:4,000億ユーロ(約51兆円)</p>	—	<p>○預金の全額保護を実施。実施前の法定保護上限は預金の90%(2万ユーロ(約260万円)を上限)。</p>	
フランス	<p>○総額400億ユーロ(約5.1兆円)の資本注入枠を創設。 資本注入(発表額):合計215億ユーロ(約2.8兆円) ・大手金融機関6行 総額105億ユーロ(1回目) 総額110億ユーロ(2回目)</p>	—	—	—	<p>○政府が銀行間取引に対して、債務を保証。 事業規模:3,200億ユーロ(約41兆円)</p>	—	<p>○変更なし。 現行は、7万ユーロ(約900万円)。</p>	
英国	<p>○総額500億ポンド(約7.2兆円)の資本注入策を発表。 資本注入(発表額):合計500億ポンド(約7.2兆円) ・RBS:330億ポンド ・HBOS:115億ポンド ・ロイズ:55億ポンド ※RBSに対しては、必要に応じて60億ポンドの追加注入を実施することとされている。</p>	—	<p>○「資産保護スキーム」により、金融機関の保有資産(資産担保証券等)に対して政府保証を実施。 保証資産額:5,850億ポンド(約84兆円) ・RBS:3,250億ポンド ・ロイズ:2,600億ポンド</p>	—	<p>○政府が金融機関が新規に発行する債務を保証。 事業規模:2,500億ポンド(約36兆円)</p>	<p>○BOEがCP、社債、中長期の英国債の購入を含む資産買取制度(APF)を発表。 買取規模:1,250億ポンド(約18兆円)</p>	<p>○預金保護の上限を3万5,000ポンド(約500万円)から5万ポンド(約720万円)に引上げ。</p>	

(備考) 1. 各国政府、中央銀行等の公表資料より作成。
2. このほか、E.C.Bがカバード・ポンド(金融機関が発行する担保付債券)の買取りを実施することを発表(買取規模は600億ユーロ(約7.7兆円))。